

甲府市「提案募集型」ネーミングライツパートナー募集要領

本市では、これまでネーミングライツパートナーを募集するにあたり、本市が所管する公共施設等を指定する「施設特定型」で行ってききましたが、所管する公共施設等の中から、民間事業者等が愛称をつけたい施設を自ら選んで、提案いただくという手法として、提案募集型ネーミングライツパートナー制度を導入いたします。

1 はじめに

本募集により、民間企業の豊かな発想力で行政と民間の協働により施設の魅力を高めてまいりたいと考えており、施設の選定や提供いただく対価、ご希望の特典など、ネーミングライツパートナーになっていただく皆様のニーズに合った貢献のあり方をご提案いただきます。

本募集は、年間を通じ相談・応募を受け付けますので、応募いただく皆様の業績向上やイメージアップにも寄与するような提案をお待ちしております。

ネーミングライツは、単なる企業広告ではなく、地域に貢献するという姿勢を明らかにすることにより、企業イメージの向上が図れる取組です。自社の得意分野での役務提供など市民サービスの向上につながる提案も受け付けておりますので、ネーミングライツをご取得いただき、地域貢献企業としての広告宣伝活動を行いませんか。

2 募集の目的

本募集は、施設の愛称を命名する権利を付与する対価として、ネーミングライツパートナーからネーミングライツ料を得て、施設の維持管理及び運営に係る費用に充てることにより、企業等と協働して市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とします。

3 対象施設等

(1) 提案の対象

ア 市役所庁舎などの公有財産のようにネーミングライツになじまない施設（※1）や上下水道局所管の施設を除いた市有施設

なお、すでにネーミングライツが導入されている施設等（※2）や他の制度等によりすでに愛称が設定されている施設等も対象外になります。

イ 本市が実施するイベント等。

(2) 提案にあたっての留意点

- ・複合施設全体について導入することができます。
- ・施設の一部（〇〇ホール、△△競技場など）についてのネーミングライツも提案可能です。全体がネーミングライツになじまない施設でも、一部には導入できることがあります（市役所市民活動室等）。
- ・複数施設の組合せについても提案可とします。

(3) 対象施設

全ての市有施設（（1）アの施設は除く）。参考として、主な施設を別紙資料で示します。

※1 ネーミングライツになじまない施設の例

ア 市役所（市民活動室・プラザを除く）、公民館等の庁舎

イ 学校、保育所

ウ その他ネーミングライツを導入することにより、市民生活や施設運営に支障をきたすおそれのある施設とし、必要に応じて関係者及び市民の意見の聴取等を行うものとします。

※2 本市のネーミングライツ導入事例

施設名称	愛称	契約期間	契約金額（税込）
甲府駅北口多目的広場	アシストエンジニアリング よっちゃばれ広場	3年	500万円／年
競技場 （緑が丘スポーツ公園）	ふじでんスタジアム （緑が丘スポーツ公園）	5年	200万円／年
中道・青葉・東下条 スポーツ広場	エフ・ジェイ中道スポーツ広場 エフ・ジェイ青葉スポーツ広場 エフ・ジェイ東下条スポーツ広場	3年	100万円／年

4 募集概要

(1) 応募資格

ネーミングライツパートナーとなることを希望する法人等とします。

本社・本店等の所在地については、甲府市内外を問いません。

また、指定管理者制度を導入している施設にあつては、現在の指定管理者の事業目的と競合しない者（現在の指定管理者及びその関連企業は除く。）とします。

ただし、甲府市広告掲載基準第5（※3）に掲げるものに該当しない者とします。

【甲府市広告掲載基準抜粋】※3

5 規制業種又は事業者

次に掲げる業種又は事業者の広告は、掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で、風俗営業と規定される業種及び類似の業種
- (2) 貸金業法（昭和58年法律第32号）に規定する貸金業に関するもの及び類似の業種
- (3) 投機的商品に関するもの
- (4) ギャンブルに関するもの
- (5) 法律に定めのない医療類似行為を行う施設
- (6) 占い、運勢判断に関するもの
- (7) 本市の市税を滞納している事業者
- (8) その他、甲府市広告掲載要綱第14に規定する甲府市広告審査委員会において不適切と認める業種又は事業者

(2) 愛称命名権の条件、範囲

ア 愛称についての基本的な考え方

ネーミングライツパートナーが命名できる愛称は、施設の一般的な呼称であり、本市が条例で定めている施設名称を変更するものではありません。

施設の愛称として、法人名や商品名を付けることが可能です。

イ 愛称の条件

- (ア) 愛称は、原則として25文字以内としてください。また、施設によっては、愛称に含めていただく文字を示す場合があります。
- (イ) 甲府市広告掲載要綱第3第1項各号(※4)及び甲府市広告掲載基準第6(※5)に該当する名称は使用できません。
- (ウ) 愛称は施設にふさわしいものとして、親しみやすさや呼びやすさ等の点から、施設のイメージを損なうことなく、市民や施設利用者の理解が得られるものを提案してください。
- (エ) 利用者の混乱を避けるため、契約期間中の愛称の変更はできません。

ウ その他

愛称が定着するまで、条例上の正式名称を併記する場合があります。

【甲府市広告掲載要綱抜粋】※4

(広告の範囲)

第3 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告掲載をしない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治性のあるもの
- (4) 宗教性のあるもの
- (5) 社会問題についての主義主張
- (6) 個人の名刺広告
- (7) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (8) 公衆に不快の念または危害を与えるおそれがあるもの
- (9) その他、広告掲載する広告として不適切であると市長が認めるもの

【甲府市広告掲載基準抜粋】※5

6 掲載基準

次に掲げる事項のいずれかに該当する広告は掲載しない。

- (1) 人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがあるもの
- (2) 法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品などの不適切な商品又はサービスを提供するもの
- (3) 他を誹謗、中傷又は排斥するもの
- (4) 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
- (5) 虚偽の内容を表示するもの
- (6) 国、地方公共団体その他公共の機関が、広告主又はその商品やサービスなどを推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの
- (7) 青少年の人体、精神又は教育に有害なもの
- (8) 誇大な表現や射幸心をあおるような表現のもの
- (9) 市の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの

(3) 契約期間

原則として3年以上の期間とします。

(4) 命名権料

消費税及び地方消費税相当額を含む年額で提案してください。（一万円単位で提案してください。）

金銭による対価が全てではなく、例えば、役務の提供やボランティア清掃、施設で利用可能な製品のご提供等、ノウハウやアイデアを活かした提案も受け付けます。その場合、金銭に換算したときの相当金額で提案してください。

なお、役務提供等における提案相当額は、本市において別途評価します。

(5) ネーミングライツパートナーの特典

ア 施設名称表示（変更）権

愛称による施設名看板（施設内看板）等を本市が指定した場所に設置できません。

ただし、看板の仕様・規模等については、別途施設管理者と協議が必要となります。

イ 愛称の浸透・定着支援

本市として、「広報こうふ」（令和3年度月配布数約8万部）や甲府市ホームページ（令和2年度年間閲覧数約950万件）へ掲載し、市民・利用者への浸透を図ります。

ウ 契約更新の優先交渉権

契約期間終了後、引き続き契約を希望する場合は、優先的に交渉することができます。

(6) 愛称表示に伴う費用負担

ア 本市及び指定管理者（以下「市等」という。）

(ア) 契約締結後に本市等が発行する印刷物やホームページの表示で当該施設が表されている部分の変更

(イ) その他名称変更に伴う周知に係わるもの

※ 既存の印刷物については、再印刷するとき等に対応します。

表示変更ができない場合は、個別に協議します。

イ ネーミングライツパートナー

(ア) 施設内外の名称看板（施設看板や道路標識）の表示変更・新設

※ なお、看板新設は、関係機関と協議の上、変更可能な表示について行うこととなります。（新設の場合は維持管理費を含みます。）

(イ) 契約期間終了後の原状回復

※ ネーミングライツパートナーの責任により、契約が中途解約となった場合もご負担願います。

(7) 愛称の使用開始予定時期

応募者の審査、契約終了後、速やかに使用できるよう手続きを進めます。

※ネーミングライツパートナーとの協議により決定します。

5 提案方法等

(1) 事前相談

提案募集型ネーミングライツの取得を希望する際は、応募する前に必ず「甲府市提案募集型ネーミングライツパートナー事前相談申込書」（様式1）を提出してください。

ただし、提案募集型ネーミングライツパートナーは、対象施設を限定しないで公募を行う提案の自由度を高めた手法を採っておりますが、施設の中にはネーミングライツの導入が適さないものもあります。この事前相談により、ネーミングライツの導入の適否を施設所管課と協議のうえ、ネーミングライツの導入が可能な施設のみ提案をしていただくこととなります。

平日の午前8時30分から午後5時15分までにあらかじめ電話連絡のうえ、産業部産業総室ふるさと納税課へ持参、又は郵送（書留郵便）及びメール等にて提出してください。

(2) 提案（応募書類の受付）

応募書類の受付期間：令和5年1年4日（水）から随時受け付けます。（平日の午前8時30分から午後5時15分まで）

上記(1)の事前相談を行ったうえ、産業部産業総室ふるさと納税課へ持参、又は郵送（書留郵便）にて提出してください。

※ 持参の場合の受付時間：土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く午前8時30分～午後5時15分まで。

（送付先）

〒400-8585 山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号
甲府市産業部産業総室ふるさと納税課

(3) 応募書類

「甲府市ネーミングライツパートナー申込書」（様式2）に必要事項を記入し、次の書類を添付してください。

ア 誓約書（様式3）

イ 法人の事業概要を記載した資料（会社案内、パンフレット等）

ウ 法人の定款又は寄附行為

エ 法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

オ 直近3か年の決算報告書（貸借対照表、損益計算書等の財務諸表）

カ 直近の事業報告書

キ 法人の納税証明書（国税、地方税の未納がないことの証明書）

※エ、キの証明書は、提出時点における発行後3ヶ月以内のもの

(4) 提出部数

正本1部、副本1部

(5) 応募書類の取扱い

応募書類受付後、甲府市ネーミングライツ審査委員会(以下「審査委員会」という。)において、提案に対する採用の可否を審査し、改めて施設特定型(別紙1参照)の募集を行うことが妥当と判断された場合は、手続きの途中で施設特定型に移行することがあります。

(6) 留意事項

ア 応募申込みに係る費用及び契約締結に係る費用は、全額応募者の負担とします。

イ 必要に応じて追加書類の提出をお願いする場合があります。

ウ 提出された書類等は返却しません。

エ 提出された書類等は関係機関に問い合わせを行う目的で使用することがあります。また、甲府市情報公開条例に基づき開示することがあります。

オ ネーミングライツパートナーは、施設等を優先的に使用できるものではありません。

6 選定方法

(1) 一次審査として、「甲府市ネーミングライツパートナー申込書」(様式2)及び添付書類による応募資格審査を実施します。

応募資格を満たしていない者は、失格となります。

(2) 二次審査として、審査委員会において、別に定める選定基準に基づき、金額、愛称名及び地域貢献につながるような提案や応募者の財務能力等の状況について、審査採点して総合得点が最も高い者を、優先交渉権者として決定します。ただし、審査委員会が特に必要と認める場合は、プレゼンテーションを依頼する場合があります。

審査結果は、ホームページ上に掲載するとともに文書にて通知します。

【審査基準】

	評価項目	評価基準	配点
1	応募の趣旨	・本市のネーミングライツの目的に沿っているか	10
2	愛称、デザインは適切か	・親しみやすいか、分かりやすいか ・施設の管理運営に支障が生じないか	20
3	提案金額(年額)	・提案金額の妥当性	40
4	提案期間	・安定したネーミングライツの運用が図られる期間か	10
5	施設に提供する役務等の提案及び地域貢献等の実績	・役務の提供等による市民サービスや施設の魅力向上、地域活性化等に関する提案 ・地域貢献等の実績及び計画があるか	20
合 計			100

(3) ネーミングライツパートナーの決定・契約

ア 優先交渉権者と、契約内容について詳細な協議を行い、合意に至った時点で契約を締結します。

なお、優先交渉権者と契約締結に至らなかった場合は、次点の応募者と締結に向けて交渉します。

イ ネーミングライツパートナーが決定した場合は、マスコミに公表するとともに「広報こうふ」等、本市の媒体で積極的に発信します。

ウ 応募内容及び選定結果等については、甲府市情報公開条例に基づき、開示対象となります。

(4) 指定管理者との協議

施設の管理運営を指定管理者が行っている場合は、調整が必要となる事項について、別途指定管理者と協議していただくことがあります。

(5) 契約の解除

契約締結後、ネーミングライツパートナーが応募資格を喪失した場合、又は信用を失墜する行為により本施設のイメージが損なわれるおそれがある場合などには、契約満了を待たずに契約を解除する場合があります。

ただし、その場合、本市は契約の解除に伴う損失等にかかる補償は一切行いません。

7 問い合わせ先

(ネーミングライツに関すること)

甲府市 産業部 産業総室 ふるさと納税課

電 話 055-237-5328

施設の詳細については、該当する所管課に、ふるさと納税課よりお繋ぎいたします。